

平成13年6月7日

## 第1回紀の川流域委員会 議事骨子

委員長 中川博次

1. 委員長の選出を行い、紀の川流域委員会委員の互選により次のとおり決定した。  
委員長 中川博次 立命館大学理工学部教授 (治水・環境)
2. 紀の川流域委員会の情報公開については、審議の結果、別紙 - 1 のとおりとなった。  
審議において、特に次の意見が出された。
  - 会議をインターネットで中継することが提案された。  
これについては、今後、予算等も含め前向きに検討する。
3. 紀の川流域委員会の運営細則については、審議の結果、別紙 - 2 のとおりとなった。  
審議において、特に次の意見が出された。
  - 2名以上から委員会開催の要望があった場合は開催するようにして欲しい。  
これに対しては現地調査も含め原則月1回の開催を目標とし、少数委員からの問題提起であっても十分議論を行うことで、対応する。
  - 審議の終了後には傍聴者の意見を聴くこととする。運営細則第5条2項として追加する。
  - 和歌山市、橋本市、五條市等において委員会を開催することを要望。紀の川流域内で場所を変えて開催するなど十分配慮して欲しい。  
これについては、委員会の意見等を踏まえながら配慮していく。
4. 紀の川流域委員会の今後の進め方については、当面、紀の川流域の現状について情報の共有化を図ることとした。
5. 「第17回水郷水都全国会議イン紀の国大会」への講演又は報告の要請については中川博次委員が出席することとなった。
6. 次回委員会の開催については早急に各委員へ日程確認の案内を送付し、日時を確定することとする。7月2日の週及び9日の週を基本とする。場所は庶務に一任する。

以上

## 紀の川流域委員会の規約第5条に基づく情報公開方法について

### (目的)

第1条 紀の川流域委員会規約第5条に基づき、紀の川流域委員会(以下「委員会」という)の情報公開に関し必要な事項を定める。

### (委員会の開催)

第2条 委員会開催の案内は、近畿地方整備局及び流域内出先機関(以下、「和歌山工事事務所等」という。)のホームページや報道機関を通じて行う。

2. 委員会の開催日時及び開催場所についても可能な限り多くの関係住民が傍聴できるように配慮する。

### (委員会の傍聴)

第3条 委員会の傍聴は、制限を設けないものとする。

2. 当初の段階では、当日会場の先着順とし、傍聴希望者が多数の場合は、その人数に応じて以降の委員会の会場を決定することや事前申し込みについても検討する等、可能な限り配慮する。

### (会議内容の公表)

第4条 委員会資料及び議事録はプライバシー保護に留意しつつ公開するものとし、和歌山工事事務所等のホームページに掲載する。

2. 会議内容をとりまとめたニュースレターを和歌山工事事務所等、和歌山県庁、奈良県庁ならびに流域市町村で配布出来るように設置する。

### (記者会見)

第5条 委員会終了後には記者会見を行う。

2. 一般傍聴者も傍聴できるものとする。

### 付則

#### (施行期間)

この情報公開方法は、平成13年6月7日から施行する。

## 紀の川流域委員会の規約第3条に基づく運営細則について

### (目的)

第1条 紀の川流域委員会規約第3条に基づき、紀の川流域委員会(以下「委員会」という)の運営に関し必要な事項を定める。

### (審議の進め方)

第2条 委員会の審議の進め方は委員会で決定する。

### (とりまとめ及び公表)

第3条 審議結果のとりまとめや会議内容の公表は委員会が行う。

### (河川管理者の意見)

第4条 近畿地方整備局は河川管理者として委員長の許可を得て説明や意見の表明を行うことができる。

### (意見の聴取)

第5条 審議の過程で委員以外の者から意見を聴取する必要がある場合は、委員長の判断により、聴く場合がある。

2. 審議の終了後に、次回の審議の参考にするため傍聴者の意見を聴取する。

### (委員会への一般からの意見や資料)

第6条 委員会の内容等に関する一般からの意見や資料は、郵送、FAX、電子メールにより文書で受け付け、受け付けた意見や資料の取り扱いについては委員長が判断する。

## 付則

### (施行期間)

この運営細則は、平成13年6月7日から施行する。